

# 専決基準規程

2016年8月1日

2017年6月1日改正

規19号

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本財団学生ボランティアセンター（以下「センター」という）における事務の円滑な執行を期するとともに、責任の範囲を明らかにするため、事務処理の専決に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 会長の権限に属する事務について、最終的に意思を決定することをいう。
- (2) 専決 会長の権限に属する事務を、常時会長に代わって決裁することをいう。

## (専決の制限)

第3条 次条以下の専決事項であっても、次の各号のいずれかに該当する場合又は特に会長において事案を了知しておく必要があると認められる場合は、専決することができない。

- (1) 事の重大又は異例に属するとき。
- (2) 紛議論争があるとき又は処理の結果紛議論争を生ずる恐れがあるとき。

## (理事長の専決事項)

第4条 理事長の専決できる事項は、次の各号を除くものとする。

- (1) 定款第17条に基づき、評議員会に付議する事項。
- (2) 定款第19条に基づく、評議員会の開催に係る事項。
- (3) 定款第38条に基づく、理事会の開催に係る事項。
- (4) 旅費規程第2条に基づく、理事長の出張に係る事項。
- (5) その他、前各号に準ずる事項

(公表)

第 5 条 この規程は、センター公式ウェブサイトにより公表する。

(改正)

第 6 条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、2016 年 6 月 15 日より施行する。

附則 この規定の一部変更は、2017 年 6 月 1 日より施行する。